

大学生のための 消費生活学習会

千葉市内に
在住・在学の
大学生・短大生
対象！

専門家の講演の他、消費生活相談員から、若者（大学生）の消費者トラブルのリアルな実態や対処法が学べます。ぜひご参加ください。

日時

基礎編（いずれも10時～12時）

第1回 令和4年9月17日（土）

第2回 令和4年10月8日（土）

実践編（いずれも10時～12時）

第1回 令和4年11月19日（土）

第2回 令和4年12月17日（土）

詳細は裏面をご覧ください。

会場

千葉市消費生活センター 3階 研修講義室
(千葉市中央区弁天1丁目25番地1号)



【申し込み先】

右記のQRコードまたは、

<https://hinoseminar3.jimdofree.com/>

HP内の「学習会申し込みフォーム」に必要記載事項をご記入ください。

【問い合わせ先】

淑徳大学コミュニティ政策学部 日野 勝吾

〒260-8701

千葉市中央区大巖寺町200

メール: hino@soc.shukutoku.ac.jp



※参加者の方には新型コロナウイルス感染症予防にご協力いただきます(検温、マスク着用等)。
※コロナ禍の影響により、ワークショップの実施方法や内容の変更等があります。予めご了承ください。

基礎編(座学形式)

第1回 令和4年9月17日(土)10:00~12:00

「若者をターゲットとした消費者トラブルの現状と対処法」

講師:五十嵐 朋之氏(消費生活相談員(千葉市消費生活センター))

「若者を取り巻く社会環境の変化と消費者の権利の実効性確保」

講師:日野 勝吾氏(淑徳大学准教授)

第2回 令和4年10月8日(土)10:00~12:00

「弁護士から見た若者の消費者トラブルと対処法について」

講師:拝師 徳彦氏(弁護士)

「若者をめぐる消費者トラブルの未然防止と消費者教育の重要性」

講師:前野 春枝氏(消費生活相談員(千葉県消費者センター))



実践編(ワークショップ形式)

第1回 令和4年11月19日(土)10:00~12:00

「消費者被害に遭わないためには」

講師:日野 勝吾氏(淑徳大学准教授)

第2回 令和4年12月17日(土)10:00~12:00

「若者に響く消費者教育・啓発を進めるには」

講師:日野 勝吾氏(淑徳大学准教授)



「基礎編」と「実践編」の全受講者には千葉市より
受講修了証が授与されます。

自分の身を消費者トラブルから守ることができますか？

マルチ商法？ モニター商法？

未成年者取消権？

未然に防止する方法はあるの？



学習会に参加して知識を深めましょう!!